

## 特殊勤務手当の種類、支給額、支給基準及び支給範囲

手 当 の 種 類	改正前支給額	改正後支給額	支給基準及び支給範囲
市税賦課調査業務手当	日額 150円	廃 止	
市税収納整理業務手当	日額 200円	廃 止	
消防業務手当			
消防深夜業務手当	勤務1回につき 780円	現行どおり	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日午前5時までをいう。以下同じ。）に割り振られ、当該深夜の全時間を勤務した消防職員に支給する。
火災等現場出動手当	出動1回につき 380円 (3時間以上 410円)	出動1回につき 300円 (3時間以上 430円)	火災消火等のための現場に出動した消防職員に支給する。
救急業務手当	出動1回につき 240円 (救急救命士免許を有する職員 510円)	出動1回につき 200円 (救急救命士免許を有する職員 350円)	救急患者の搬送業務に従事した消防職員に支給する。
消防用機動自動車検査 業務手当	勤務1回につき 250円	廃 止	
深夜業務手当	勤務1回につき 780円	現行どおり	正規の勤務時間が深夜に割り振られ、当該深夜の全時間勤務した職員に支給する。 (消防職員及び市立病院に勤務する職員を除く。)
モ - タ - ポ - ト競走開催 業務手当	日額 2,000円	現行どおり	モーターボート競走場又は場外発売場において、モーターボート競走開催業務に従事した職員に支給する。
感染症防疫等作業手当	日額 500円	日額 400円	感染症防疫作業又は危険害虫防除作業に従事した職員に支給する。
清掃作業手当			
清掃作業手当	日額 600円	日額 480円	じんあい処理、ふんによう処理、しゅんせつ処理作業に従事した職員に支給する。
特殊自動車運転加算	日額 100円	廃 止	
繁忙期加算 (12/25～1/10)	日額 2,000円	日額 1,600円	市民生活部に勤務する職員のうち、1月4日から同月10日及び12月25日から同月28日までの間で、著しく業務量が増加した日に清掃作業に従事した職員に支給する。 ただし、勤務時間が4時間未満の場合は、日額800円とする。
繁忙期加算(4時間未満)	日額 1,000円	日額 800円	
死獣処理作業手当	1件につき 350円	1件につき 280円	死獣を収集のうえ、環境クリーンセンターへ搬送し又は処理した職員に支給する。
火葬作業手当	1件につき 500円	廃 止	
行旅病人等収容護送作業 手当	1件につき 700円	1件につき 1,000円	行旅死亡人の収容護送作業に従事した職員に支給する。 支給対象を「死亡人」に限定し、手当名称を「行旅死亡人収容護送作業手当」とする。
死亡人加算	1件につき 300円	廃 止	

手当の種類	改正前支給額	改正後支給額	支給基準及び支給範囲	
社会福祉業務手当	日額 300円	日額 150円	法令（福祉六法）に基づく公の保護その他の措置の実施に関し、家庭訪問による調査又は指導業務に従事した職員に支給する。 （「福祉六法」＝生活保護法、児童福祉法、母子寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法） 支給要件は「家庭訪問による場合」である。 ・訪問世帯の不在時は、支給対象ではない。 ・被保護者等の主治医や指導員等への訪問は、支給対象ではない。 ・生活保護法の対象となる被保護者を訪問する場合に限り、居宅生活者以外の入院患者や施設入所者の訪問も、支給対象とする。	
保育業務手当	日額 150円	廃止		
建築主事業務手当	-	月額 5,000円	「建築主事（建築基準法第4条第2項の規定により本市に置かれる建築主事）」の発令を受ける者が、建築確認に関する業務に従事した場合に支給する。	
土木建築現場等業務手当	日額 150円	廃止		
天然記念物箕面山野猿管理業務手当	日額 250円	日額 200円	天然記念物箕面山の猿生息地に生息する野猿等（猿生息地以外の場所に出没した場合を含む）の管理業務に従事した職員に支給する。 手当名称を「野猿管理業務手当」に改める。	
市立病院業務手当				
市立病院業務手当	日額 150円	日額 100円	市立病院内で、病院業務に従事した職員に支給する。	
医師診療業務手当	月額170,000円 ～97,000円	現行どおり	診療業務に従事した医師に支給する。	
夜間看護業務手当	深夜4H以上 深夜2H以上 深夜2H未満	回 3,300円 回 2,900円 回 2,000円	現行どおり	正規の勤務時間が深夜に割り振られ、当該深夜において看護業務に従事した助産師、看護師、准看護師に支給する。 看護業務に従事した時間が、2時間以上4時間未満の場合は、2,900円とし、2時間未満の場合は2,000円とする。
特定看護業務手当	-	日額 300円	社団法人日本看護協会が認定する専門看護師又は認定看護師の資格を有する職員が、当該認定に係る特定の専門看護分野又は認定看護分野の業務に従事した場合に支給する。	
細菌検査業務手当	日額 380円	日額 230円	細菌検査業務に従事した臨床検査技師、衛生検査技師、検査助手に支給数する。 （市立病院業務手当と併給可とする。）	
放射線取扱業務手当	日額 380円	日額 230円	放射線取扱業務に従事した診療放射線技師、診療エックス線技師、看護師、准看護師に支給する。 （市立病院業務手当と併給可とする。）	
死体清拭業務手当	日額 1,400円	日額 1,120円	死体清拭業務に従事した職員に支給する。	
変則勤務手当	1時間につき 400円	廃止		
宿日直業務手当				
医師(救急)	宿日直 半日直	回 28,400円 回 14,200円	宿日直 回 26,000円	医師の宿日直は、「救急」と「救急外」の区分を廃止する。 「半日直勤務」は、5時間未満の場合をいう。 「年末年始」の区分は廃止し、通常勤務日と同額とする。
医師(救急外)	宿日直 半日直	回 12,400円 回 6,200円	半日直 回 13,000円	
医師以外	宿日直 半日直	回 7,600円 回 3,800円	現行どおり	
宿日直業務(12/29-1/3)				
医師(救急)	宿日直	回 43,400円	廃止	
医師(救急外)	宿日直	回 23,400円		
医師以外	宿日直	回 10,600円		
緊急出動手当	-	勤務1回につき 500円	時間外又は休日に緊急呼出により勤務した職員に支給する。 医療職給料表(二)の適用を受ける職員に限る。	

手当の種類	改正前支給額	改正後支給額	支給基準及び支給範囲
用地交渉業務手当	日額 250円	廃止	
宿日直業務手当	宿日直 回 7,600円	回 6,000円	「年末年始」の区分は廃止し、通常勤務日と同額とする。
	半日直 回 3,800円	廃止	
(12/29-1/3)	回 10,600円	廃止	
変則勤務手当	1時間につき 400円	廃止	
徴収業務手当	徴収額の 5/1000	日額 150円	市税、国民健康保険料、介護保険料、分担金、使用料及び手数料等の納入督促による実地徴収業務に従事した職員に支給する。 ・文書や電話のみによる納入督促は、対象ではない。 ・実地徴収に赴いたが、本人不在のため、招致文書等を投函した場合や本人以外の人物と交渉した場合は支給対象ではない。 ・滞納処分の手続きとして実地に行う滞納者及び第三債務者に対する差押えの執行は、支給対象とする。実地に行わない差押調書の作成・交付は、支給対象ではない。 ・第三債務者に対する財産調査は、支給対象ではない。
滞納整理業務手当	日額 200円	廃止	
年末年始業務手当	1時間につき 1,000円	現行どおり	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)に勤務した職員に支給する。
深夜緊急出動手当	勤務1回につき 500円	現行どおり	災害を除く業務において、午後10時から翌日午前5時までの間に緊急呼出により勤務した職員に支給する。 市立病院業務手当の緊急出動手当を受ける職員を除く。
水道事業手当			
水道事業手当	日 150	廃止	
検針手当	日 450	廃止	
徴収業務手当	日 150	日 150	納入督促による実地徴収業務に従事した職員に支給する。
水道施設建設監理業務等手当	日 150	廃止	
作業手当	日 600	日 480	1 現場における断水作業又は路上における配水管等の現場復旧作業に従事した職員 2 じんあい処理作業、ふん尿処理作業又はしゅんせつ処理作業に従事した職員
年末年始業務手当	時 1,000	現行どおり	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)に勤務した職員に支給する。
宿日直業務手当	回 7,600	回 6,000	
宿日直業務手当(12/29-1/3)	回 10,600	廃止	
深夜緊急出動手当	回 500	現行どおり	深夜に緊急呼出しを受け、勤務した職員
停水処分手当	件 150	現行どおり	料金滞納者に対する停水処分業務に従事した職員
深夜業務手当	回 780	現行どおり	

(その他の支給基準)

- 1 各業務等に従事した場合に支給される手当のうち、日額で定められているものについては、現にその業務等に従事した場合に限り支給する。従って、研修及び出張等で手当の対象となる業務に従事していない日は、支給されない。
- 2 死獣処理等で、支給単位が「1件につき」と定められている手当は、その処理の対象となる個体数ではない。
- 3 月額で定められている手当の減額は、正規の勤務時間が割り振られた日(休日及び年末年始を除く)に12日以上19日以下の範囲で勤務しなかった場合は、その月額の2分の1を減額し、20日以上勤務しなかった場合、その月額の全額を減額する。(定年前常勤職員)  
「勤務しなかった日」には、年次有給休暇、特別休暇などの休暇の他に研修、出張、職免により手当の対象となる勤務をしなかった日を含む。
- 4 支給単位が「1時間につき」と定められている手当は、その支給の基礎となる月の全勤務時間により計算する。ただし、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上のときは、これを1時間に切り上げる。
- 5 この条例の施行は、平成16年4月1日とし、施行日前に、改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給を受けるべき特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(現) 現行どおり	4種	見直しによる財源効果 単年度 30,000千円
(新) 1種(「建築主業務手当」)		
(改) 金額・支給要件見直し	10種	
(廃) 廃止	8種	